

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 25



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿児島県契約規則の一部を改正する規則（※）

（会計課取扱い） 1

規 則

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第50号

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則

鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項第 1 号中「250万円」を「400万円」に改め、同項第 2 号中「160万円」を「300万円」に改め、同項第 3 号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第 4 号中「50万円」を「100万円」に改め、同項第 5 号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第 6 号中「100万円」を「200万円」に改める。

第33条第 3 号中「すべて」を「全て」に改め、同条第 8 号を次のように改める。

(8) 特定の土地若しくは家屋の買入れ又は借入れその他の契約で、当該契約の性質上契約保証金を納付させることが適当でないと認められるものを締結するとき（契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県契約規則第33条第 8 号の規定は、施行日以後に一般競争入札の公告をする契約、指名競争入札の入札参加者の指名をする契約及び随意契約に係る見積書を徴する契約について適用する。